コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年6月8日
アイビーシー株式会社
代表取締役社長　加藤　裕之
問合せ先：03-5117-2780
証券コード：3920
http:// www.ibc21.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、「Analysis サービスカンパニーとしてお客様と長く付き合える企業になる。」を企業理念としております。
ネットワークインフラを通じて顧客に喜んでいただける企業集団になるべく、多くの取引先をはじめ、株主、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。
そのため、健全かつ透明性を確保した企業経営、並びにコンプライアンスの徹底を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、取り組みを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】
当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた「コーポレートガバナンス・コード」に関して、以下に記載する５つの基本原則をすべて実施しております。

【基本原則１】「株主の権利・平等性の確保」
【基本原則２】「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」
【基本原則３】「適切な情報開示と透明性の確保」
【基本原則４】「取締役会等の責務」
【基本原則５】「株主との対話」

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 裕之	2,316,000	42.91
プラスフジ株式会社	500,000	9.26
日本証券金融株式会社	149,800	2.78
岩井　靖	140,000	2.59
株式会社 SBI 証券	124,500	2.31
村上　彰	66,000	1.22
野村證券株式会社	65,700	1.22
髙木　弘幸	60,000	1.11
北村　博	52,000	0.96
塚本　浩之	52,000	0.96

支配株主名	加藤 裕之

親会社名	なし

補足説明

―

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京　マザーズ
決算期	９月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引開始にあたっては取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
髙木　弘幸	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙木　弘幸	○	―	髙木弘幸氏は現在、当社株式 60,000 株を保有しておりますが、この他に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。又、同氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、その知識等から当社の経営体制に対する助言・意見を得られると判断したため、独立役員として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
望月　明彦	公認会計士													
大島　充史	公認会計士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
望月　明彦	○	―	経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。
大島　充史	○	―	公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	３名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として、導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第 13 期（平成 27 年９月期）における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は 84,300 千円であり、その内訳はすべて基本報酬であります。なお、報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において決定した報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の窓口は、経営管理部が担当し、社外監査役の窓口は、常勤監査役と経営管理部が担当し、各種サポートを行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（１）取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役５名(うち社外取締役１名)で構成されております。

取締役会は、毎月１回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

取締役会においては、経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項についての意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

（２）監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。

監査役会は、監査役３名(うち社外監査役２名)で構成されており、社外監査役２名は公認会計士であります。

監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。

監査役会は、毎月１回の定時監査役会の他、必要に応じ臨時監査役会を開催し、取締役の業務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況に対する各監査役の監査結果について協議しております。

（３）会計監査人
当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けるとともに、重要な会計課題については適時適切な助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については、以下の通りであります。
業務を執行した公認会計士の氏名 西田俊之　川村英紀
会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士５名　その他３名
なお、継続監査年数については、７年以内であるため記載を省略しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役１名、社外監査役２名を選任しております。独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図ることができていると考えておりますが、今後、当社の事業規模の拡大に合わせてガバナンス体制のさらなる強化・充実を検討してまいります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を回避して株主総会を開催するとともに、株主の皆様にとって出席が容易な会場を確保していく方針としております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年２回、第２四半期決算発表後及び本決算発表後、速やかに開催しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用サイトを開設し、当社の決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を、適時開示後、速やかに掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部を IR に関する担当部署とし、専任者を配置しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して適時適切な情報提供を行うことを、会社の重要事項として、積極的に行う方針であります。当社ホームページ、決算説明会、その他必要に応じた情報提供を行ってまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

（１）当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。

b　当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。

c　当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。

d　当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

e　当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

（２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

a　当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め経営管理部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

b　当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。

c　当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。

b　当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。

c　当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。

d　当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。

e　当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

（4）当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。

b　取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

（5）当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a　当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。

b　当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。

c　当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。

（６）監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。

b　監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。

c　監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

（７）当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。

b　当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。

c　当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。

d　当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

e　当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。

f　当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記内部統制システムの概要に基づき、当社及び当社子会社において同概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社及び当社子会社の役職員に周知徹底しております。又、当社は、内部監査その他の監督制度によって、役職員が内部統制システムを具体化した規程等を遵守しているか否かを随時確認しておりますが、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

（２）体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、経営管理部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【会社の機関・内部統制の関係図】

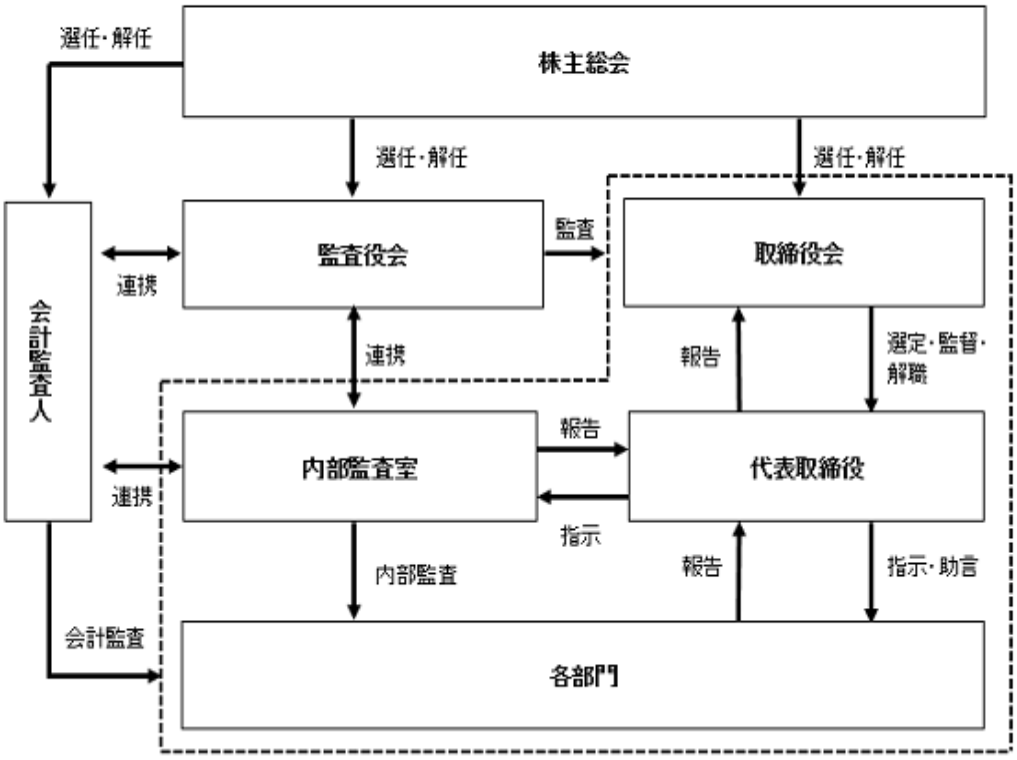

以　上